

一般社団法人日本形成外科学会 特定分野指導医制度 ： 再建・マイクロサージャリー分野指導医細則

2019年5月 制定

第1章 総則

第1条 この制度は、再建・マイクロサージャリーに関する医学の進歩を促し、その医療水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 日本形成外科学会は、前条の目的を達成するため、この細則により再建・マイクロサージャリー分野指導医（以下特定分野指導医と略記）を認定する。

第2章 特定分野指導医制度を運用する機関

第3条 日本形成外科学会は、特定分野指導医制度の運用に当たって特定分野指導医認定委員会（以下委員会と略記）を設置する。

第4条 委員会は、特定分野指導医制度の運用を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、特定分野指導医の認定審査と更新審査を行う。

第3章 特定分野指導医申請資格

第5条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有していること
- 2) 形成外科領域専門医（日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間においては日本形成外科学会専門医）の資格を有していること
- 3) 本学会が定めた研修施設において、一定期間再建・マイクロサージャリーに関する臨床経験を有し、その成果を発表していること

第4章 特定分野指導医の認定

第6条 特定分野指導医の認定を申請する者は、施行細則に定める申請書類と認定審査料を委員会に提出しなければならない。

第7条 委員会は、特定分野指導医申請者に対して年1回認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。

第8条 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。

第9条 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後、理事長は認定審査合格者を特定分野指導医登録原簿に登録、公示し、特

定分野指導医認定証を交付する。

第10条 特定分野指導医認定証の有効期限は交付の日より5年とする。

第5章 特定分野指導医の更新

第11条 特定分野指導医資格の継続を望む者は、資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

第12条 特定分野指導医の更新を申請する者は、施行細則に定める申請書類を委員会に提出し更新審査料を納付しなければならない。

第13条 委員会は、資格更新申請者に対して毎年1回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第14条 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後理事長は更新審査合格者を公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

第6章 特定分野指導医資格の喪失

第15条 特定分野指導医は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 形成外科領域専門医の資格を喪失したとき
- 3) 特定分野指導医の資格を辞退したとき
- 4) 特定分野指導医の資格の更新をしなかったとき
- 5) 死亡したとき
- 6) 日本国医師免許を喪失、返上したとき、または取り消されたとき

第16条 特定分野指導医の資格更新審査にて不合格となった者は、その資格を2年間停止する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。停止期間中は更新の申請資格は保有するが特定分野指導医資格は停止する。なお、国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保される。

第17条 特定分野指導医としてふさわしくない行為のあった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を停止もしくは取り消すことができる。ただし、

この場合、その指導医に対して弁明の機会が与えられる。

第7章 特定分野指導医制度開始に伴う暫定措置

第18条 特定分野指導医申請資格(制度細則第3章第5条)を有する本学会名誉会員および特別会員で認定を希望するものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出すれば特定分野指導医として登録される。認定登録料の納付は免除される。

第19条 特定分野指導医申請資格(制度細則第3章第5条)を有し、かつ日本形成外科学会専門医を1回以上更新者で、以下の条件のいずれかを満たすものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出し、認定登録料を納付すれば再建・マイクロサージャリー分野指導医として登録される。

- 1) 全国がん(成人病)センター協議会加盟施設の形成外科施設長
- 2) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 3) 以下の条件をすべて満たす施設の形成外科施設長
 - ・日本形成外科学会認定施設、教育関連施設あるいは研修基幹施設、連携施設
 - ・年間マイクロサージャリー手術症例数20例以上
- 4) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 5) 1) または3) の施設に合計2年以上常勤として在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 6) 医育機関の形成外科施設長
- 7) 医育機関に常勤として2年間以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 8) 全国がん(成人病)センター協議会加盟施設の形成外科施設長を過去に2年以上勤めたもの

第20条 この暫定措置は2019年5月14日より開始し、2020年3月31日で終了する。

第8章 細則の変更手続

第21条(改廃) この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

1. この細則は、2019年5月14日より施行する。